

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定登録機関)</p> <p>第3条 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、<u>二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務</u>を一般社団法人岩手県建築士会（以下「指定登録機関」という。）に行わせる。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は<u>第7条第1号</u>の手数料を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は同条第2号又は第3号の手数料を、指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(指定登録機関)</p> <p>第3条 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する二級建築士等登録事務</u>を一般社団法人岩手県建築士会（以下「指定登録機関」という。）に行わせる。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は<u>第8条第1号</u>の手数料を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は同条第2号又は第3号の手数料を、指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(指定試験機関)</p> <p>第5条 知事は、法第15条の6第1項の規定に基づき、<u>二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務</u>を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、<u>第7条第4号</u>の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(指定試験機関)</p> <p>第5条 知事は、法第15条の6第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する二級建築士等試験事務</u>を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、<u>第8条第4号</u>の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(指定事務所登録機関)</u></p>

第6条 知事は、法第26条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する事務所登録等事務を一般社団法人岩手県建築士事務所協会（以下「指定事務所登録機関」という。）に行わせる。

2 法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者にあつては第8条第5号の手数料を、これらの規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者にあつては同条第6号の手数料を、指定事務所登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された手数料は、指定事務所登録機関の収入とする。

（手数料の徴収）

第7条 [略]

（手数料の額）

第8条 [略]

（手数料の不還付）

第9条 [略]

（補則）

第10条 [略]

（手数料の徴収）

第6条 [略]

（手数料の額）

第7条 [略]

（手数料の不還付）

第8条 [略]

（補則）

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正後の建築士法施行条例第6条第1項に規定する事務所登録等事務に関し知事に対してされた申請に係る事務については、なお従前の例による。
- 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） [略]	別表（第2条関係） [略]

2 条例により徴収するもの

(1)～(39) [略]

(40) 建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）による手数料

（指定登録機関及び指定試験機関に納めるものを除く。）

(41) [略]

2 条例により徴収するもの

(1)～(39) [略]

(40) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。